

平成 28 年度 第 1 回食の安全安心推進部会

日時：平成 28 年 8 月 9 日(火) 14：00～16：00

場所：兵庫県庁 3 号館 6 階第 1 委員会室

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしており、修正・編集は行っておりませんので、ご了承ください。

【平野局参事兼生活衛生課長】

みなさんこんにちは。今日はお忙しところまた暑い中お集まりいただきありがとうございます。この 4 月から生活衛生課長をしております平野です。どうぞよろしくお願いいいたします。今日はこういう会場、議会等、各種委員会、常任委員会だとか政務調査会だとか、委員の皆様方お座りの席に、県議会の先生がおられて、こちらは私たちが答弁するというような会場でございます、非常にわかりにくい、入りにくい場所でご迷惑をおかけしたと思っておりますが、議会で使用されないときには特に費用もかからず、使わせてもらえるという情報もありまして、設営にも時間がかからないということもあり、急遽使わせていただきました。また、第 2 回の、来月の開催においても同じ場所、委員会室は変わるかもしれませんが、このフロアで開催することになると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。7 月 22 日に審議会を開催して 2 週間を空いてお集まりいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。平成 24 年度から今年度までの 5 カ年計画の 2 次計画が終わりを迎え、第三次計画、平成 29 年度から平成 33 年度、昨日の天皇陛下の御言葉を考えると平成になっているのか、西暦でいくのかはわかりませんが、ともかく 5 カ年計画をご審議いただくことになると思っております。また、後ほど今後のスケジュールにもありますが、第 2 回の部会をまた来月開催させて頂きますので、お忙しいかとは思いますが、ご参集いただきますよう、お願い申し上げます。第三次計画は第二次計画とは変わり、少しでも県民の方々にわかりやすいものにできればと、担当者が努力して協議しております。県の行政の中で推進できる、可能な範囲の施策を数値化したり、目標を持って実施していきたいと考えておりますので、皆様方の御意見を参考にさせていただき、変更できるところは変更し、新たなものが必要ということであれば、検討していただきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いい申し上げまして、開会にあたっての挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【都倉食品安全官】

参事ありがとうございました。申し遅れましたが、私本日の司会を務めさせて頂く、生活衛生課の食品安全官の都倉と申します。今日はよろしくお願いいいたします。そうしましたら、座って説明させていただきます。

それでは先ほど言いました出席者名簿をごらんください。今日は兵庫県農業協同組合中央会の浜田委員がご欠席となっております。それで、新山委員については、先ほど連絡がついて、少し遅れて後ほど到着予定となっております。県側の出席者は御覧のとおりで紹介は省略させていただきます。それでは協議に移りますが、本部会の御発言は公開となっておりますので、議事録のとりまとめの都合上、マイクの使用をよろしくお願いいいたします。では、植村部会長に進行をお願いします。

【植村会長】

それでは失礼ですけれども、座ってさせていただきます。暑い中ほんとうにご苦労様でございます。暑い中ということは、できるだけ簡素に、簡潔にやりたいと思いますので、御協力の程よろしく願いいたします。早速ですが、次第に従いまして、議事を進めたいと思います。まず、本日の協議事項1食の安全安心推進計画第3次の策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【都倉食品安全官】

資料1に基づいて説明。

【植村会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、今後のスケジュールについて、ご質問ございませんでしょうか。審議会それから本日のこの会議は部会でございます。会議も限られた回数でございますので、よくスケジュールを御理解いただきまして、それに従って皆さん方の御意見を十分だしていただいて、計画作成、推進実行、とそういう形になってございます。スケジュールについてよろしいでしょうか。それではまた何かありましたら途中でも御指摘いただきましたら、質問等お受けしますので、議事を進めさせて頂きたいと思います。協議事項2食の安全安心推進計画第3次の計画について、まず、第1章から第3章の部分について事務局から説明をお願いいたします。

【都倉食品安全官】

資料2（1～9ページ）に基づいて説明。

【植村会長】

ただいま事務局から第1章から第3章についてご説明いただきました。時間の都合上引き続いて、第4章部分について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【関係各課】

資料2（10ページ以降）に基づき関係各課から説明。

【植村会長】

事務局から第1～4章(17項目)を説明をいただきまして、ありがとうございました。残りの時間を委員の皆様方からいろんな御意見を賜りたいと思います。はじめにスケジュールの説明がございました。この審議会は3次でございまして、1次2次を惰性的にやっていくと言うのではなくて、第3次は少し新しい視点を加えた計画を作ったらどうかという意見が出ました。それで、本日の会議は食の安全安心推進部会ですけれども、この会議は実は2回しかありません。本日が1回、それから来月が第2回ということでございますので、本日はできれば、新しい試みを加えた形で意見をいただきまして、第二回目はそれを集約した形にまとめていく方向の意見を頂戴する。こういう作業的になるとと思いますので、そういう意味で今、事務局から説明いただいたことにつきまして、皆様方の自由闊達な御意見を賜りたいと思

ます。時間が限られておりますので、どうぞ委員の皆さん方、自由に意見頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

【岩井委員】

本当にこれだけまとめていただくのは、各部門を超えて、大変な作業ではなかったのかなという風に思います。その中で、今回初めて出させていただきますので、詳しく今聞かせていただいた。その前にも前回の案も見させていただきましたけども、まだ理解していない所があるんです。ちょっと気になったところがいくつかございます。そのうちの一つは、先ほど生活衛生課の方から、お話をいただきました、14 ページの中に安全安心な水産物の生産の推進という項目がありまして、いわゆる養殖であったり、あるいは貝毒の問題であったり、というのにつきまして問題点と対策を考えていただいているんですけど、今回の説明の中で抜けているのは生鮮魚介類の流通という分野が、ちょっと触れられていないという問題です。私ども食品衛生協会の中で色々出てくる事例の中に、生鮮魚介類の中で起こる食中毒という分野がありまして、原因不明の部分というものです。これは国の方でも、すでに厚生労働省の方で食品衛生審議会の食中毒部会で、原因不明の食中毒、生鮮魚介類の食中毒というのは、だいたい全国で150件ないし200件ぐらい発生しているんです。全国で一年間に1202件の食中毒事件がでていっているわけなんですけど、そういう原因不明の部分が、10%強でてきてるといいう事になりますと、そういったものを食された県民の方々の食の安全安心というものが、どういう形で今後担保されていくのか、ということについての部分が今までの中にもまったくないんですね。こういう職になって初めて気がついた中に、ヒラメという魚があります。それにはクドアっていう寄生虫があるんですけど、それは今まで原因不明の食中毒っていう分類の中で、これはだいたい年間にして、約150件うちの100件以上がそういうクドアというものがあるわけでありまして。これは大半がいわゆる外国の養殖ヒラメが原因によるというふうに一応聞かせていただいておりますが、それを防止するのは、本来流通の中で防止する方策というものが無いものだろうか、そういうものがない限りは、もうその流通の中に入ってしまうとそういう寄生虫をもったものをだしてしまうということなんです。結果として食中毒として、症状がでてしまうという問題があります。これは今、国のほうで見ていただいているのがヒラメとマグロ、エビ、タイ、カンパチ。この辺が50件以上発生しているケースという感じで出ておるわけでありまして、こういったものに対する防止策は保健所だけではなくて、農林水産の部門の方々との協調、協力による対策というものを考えていかないと、たぶんそれを排除することは大変難しいのではないかと、というような思いがいたしますので、そういう部分の報告書ってほとんどないもんでしたから、一度検討いただけないかなあというのがあります。

【植村会長】

ありがとうございます。色んな事件事故というのは予測してないのが突然出てくる事がありますよね。今、ご紹介いただきました、ヒラメの寄生虫の話ですけど、これも分かったのがつい数年前のことです。そういう新しいのも、どんどん国と提携しながら取り入れてもらう。それで消費者に情報を提供していただくという形になろうかと思えます。ただいまの意見を集約しますと、そういうことですので、事務局よろしいですか。

【都倉食品安全官】

計画に反映することについて、検討させていただきます。

【植村会長】

そのほか、御意見。はいどうぞ、新山先生

【新山委員】

いくつかありますが、続けて言ってよろしいでしょうか。できるだけ簡潔にします。まず10ページですけれども、全体の位置付けがされていますけれども、リスクコミュニケーションの位置付けは、この柱3、信頼確保にのみ入れるのでは不十分ではないかと思えます。と言いますのは、食品事業者さんが現場で安全確保、安全管理される場合にも、消費者が家庭で衛生的な料理などをする場合でも、今のような危害要因が発生しているか、リスクがあるかと言うことは、伝えないと十分な安全確保が出来ません。リスクコミュニケーションはそのために必須の措置です。例えばこの後ろの方では20ページの6のところに家庭の食中毒の未然防止をする為に、こういう注意喚起に努めますと書いてあります。これはまさにリスク管理を家庭で行える為のリスクコミュニケーションです。同様に食品事業者の方が作業される場合も同じ事が考えられます。ですので、今日お聞きした所から言えば、少なくとも10ページのこの図で言ったら、真ん中の輪が3つ重なるところにリスクコミュニケーションを入れるべきではないかと思えます。ちょっとリスクコミュニケーションの位置付けについては、再考いただきたいと思えます。とても重要だと思えますので。それが一点です。それから、2点目は12ページです。これまでも低農薬・無農薬の農業をより安全だと表現されてきたことについては、ずっと意見を言わせていただいていたしまして、第3次ではそれを後ろにもっていかれたということは、考慮されたのかなと思えますが、これが第3次計画になるとすると、やはり私は意見を申し上げたいと思えます。農薬についてより安全だという表現は科学的ではないと思えます。と言いますのは、ご承知のとおりですが、農薬が認可される時にリスク評価されますが、そのときに一日あたり許容摂取量を推定します。それはどういう風に推定されるかという、その影響量という残留の可能性もある状態でも、健康への影響がまったく出ない量を推定しますが、さらにその100分の1のところを安全をとって一日あたりの許容摂取量を設定します。それよりさらに安全が必要だという事であれば、100分の1よりももっと安全よりに基準をとる事が必要だということになります。その科学的な根拠がどこにあるのかを言わないとこのことは言えないと思えます。以前の審議会で、赤ちゃん等の為にさらに100分の1の安全よりに基準をとって、それを推奨したいと言っておられまして、そのとき私は、それをそのままうけとめました。100分の1をとるにあたっては、人の個体間のリスクの幅が考慮されています。つまり病気をお持ちの方、高齢者の方、赤ちゃんなどを考慮して個体間の差は10分の1をとっています。それから動物と人間との種の差をとって10分の1をとって合計100分の1安全よりにとられています。ですので、それよりさらに安全な物が望ましいということであれば、現在、国でやっているリスク評価の仕方に対して、**県から意見をあげるという意味になります。たぶんそういうことではないと思えます。ですので、現在では農薬は使用基準を遵守しないといけません、遵守すれば十分な安全を確保できるようになっていると思えます。ですので、ここで言われていることですね、確かに土壌の十分な施肥などによって病気が起こりにくいようにするとか、**こういうことはリスク管理の上でも重要だと思えますが、もしそれを書かれるのであれば違う言葉で書

かれた方が良くと思います。何か追加的な処置のような形で。そして、その中で有機質資材が安全であるとか、有機農業が安全であるかのような表現は控えるべきであると思います。まず有機質資材については十分なリスク評価ができていないのではないかと思います。ですので、有機農業についてもまさに有機の部分のリスクが問題であると思いますし、この表現は削除された方が良くと思います。この点については次回お聞かせ願いたいと思います。それから逆に農産物の安全の推進の為には、現在国もそうですし、農業団体もそうですけれども、一般衛生管理の導入に力を入れるようになってきているはずです。ハザードは化学物質だけでなく微生物や重金属等があります。微生物で言えば、十分に完熟された堆肥を使用するという風なことが0-157の発生等を防ぐことになります。ですので、現状と課題についても少し見直していただいた方がよいと思います。それが2点目です。それから次3点目ですが、13ページ畜産物についてですが、おおむね良いと思うのですが、これも以前申し上げたと思うんですけど、施策の1で生産段階でのHACCPの考え方を取り入れて衛生管理を行うということが言われておりますが、生産段階では、HACCPよりも今も農産物について言いましたように一般衛生管理がより重要です。HACCPはご承知のとおり、重点的なポイントだけを重点的に管理する仕組みです。家畜が暮らしているその環境の衛生を保つのは一般衛生管理ですので、この点ももう一度検討していただきたいと思います。

【植村会長】

よろしいですか、簡潔にお願いします。委員の皆さんの意見を賜りたいので。

【新山委員】

それから、18ページ。すいません簡潔に申し上げているつもりなんですけど、これまでも何度も意見をもうあげてきた事について受けてとめていただければ、今言った3つぐらいはもう意見言わなくて済みます。他に意見言いたいことがあるんですけど、いつも言えないで来ておりますのでご容赦ください。次18ページですが、食品関係事業者による自主衛生管理についてとても重要な事だと思うんですが、これ、お聞きして私は、やはり自主衛生管理、国や食品衛生協会が音頭とられることも重要だと思いますが、食品事業者自らが行なわれる事が何より重要で、じゃあ食品事業者が行われる自主衛生管理の手立ては何かと考えますと、これはまさに一般衛生管理やHACCPなんではないかと思います。そうすると、次の8ページの項目ともう少し結びつけた自主衛生管理の推進を考えることが必要なのではないかと思います。一般衛生管理、HACCPが義務化されると自主衛生管理にとどまらなくなりますが、それまでの間は重要な部分ではないかと思います。そしてその8ページのHACCPですが新しい第三次計画では新しいステージとおっしゃった、その一つになるのではないかと思います。義務化されるまでの措置だと思いますが、どのような事業者でも導入できるように大規模な事業者さんもしゃれば、零細な事業者さんもしゃり、リスクの度合いも違います。扱ってる製品も。それらに適したような形で、すべての事業者が利用できる方策を兵庫県として考えていくのが新しい第三次計画の重要なポイントになるのではないかと思います。次回その点をお聞かせいただきたいと思います。それから、24ページのトレーサビリティです。トレーサビリティについて、冒頭に括弧で説明されていますが、各段階の情報の記録とか伝達の促進は単なる古い定義ではないかと思います。再考いただきたいと思います。トレーサビリティは食品の移動を追跡する仕組みであり移動の追跡に必要な情報は色んな追跡に必要な情報に限られますので、取扱い記録になります。そして伝達意思があまり促進はされませんので、ご検討いただ

きたいと思います。そしてやはり新しい第三次計画の中心としては、ステップ1を普及定着するという風になっていますが、たしかこれまで調査された中では、ステップ1はほぼ95%の事業者が実施済みだという報告だったと思いますので、次のステップ2ですとか、ステップ3の取り組みにもっと重点を置くことが第三次計画の中心になるのではないかと思います。もちろん農業、畜産業、漁業は新たな取り組みですので、ステップ1の普及でも、妥当なのかもわかりません。それから最後に総合的な点で申しますと、先ほどリスクコミュニケーションの位置付けと最初に言いましたが、もうひとつリスク管理を臨機応変に進めていくという上でも、さきほど委員長がおっしゃられたように色々な食品事故が発生しますので、あるいは海外で発生したりしてその可能性が考えられますので、そういう情報をいかに機敏に吸収して、国も対策を考えるとは思いますが、兵庫県としてもそれにどう風に対応するかを関係者と十分コミュニケーションをとりながら考えていくという、何かそういう仕組みのようなものを作っていき、決まった各事項を今の時点で考えられるような課題として設定してそれを粛々とやっていくということだけではなく、これから5年来の間にどんな風に状態が大きく変わるかもわかりませんので、それに備えていけるような仕組みを作っていくことが必要なのではないかと思います。長くなってすみません以上です。

【植村会長】

はい、多方面から貴重なご意見賜りまして、事務局よく整理しておいてください。たしかに有機農薬イコール安全というような、そういう誤解を受けないような説明も必要かと思えます。それから安全係数につきましてもですね、これは病気と病気の発生原因というのは相対関係ですのでね、ですから安全係数かける百にするのか十にするのか、千にするのかこれは人によって違いますからね、そういうことも難しいですけど、かみ砕いて消費者に理解していただけるような、市民に理解していただけるような書き方があるかと思えます。ほかに委員の方御意見どうぞ、中村委員どうぞ

【中村委員】

今、この説明を聞きまして、ほんとに現状課題そしてまたその施策がわかりよくあげられておりました。消費者はこの不安解消のために、施策を現実になる事を節に願っております。そして食の安全安心、そして即健康ということに皆さんすごく関心が高いです。食と健康に関心が高い割には、消費者全体に言えることですが、HACCPとかこのトレサビビリティの用語や、食品の表示とか認証食品など、活動している人には分かるんですけど、活動していない人には知らないという人が多いです。ですから、認証食品の販売コーナーを設けるというような事でございましたので、ぜひそういうことはしてほしいと思います。そして今お聞きした中で、この残留農薬の事をひとつあげても、検査とか監視指導とかしてるとか、農薬の適正使用の推進なども挙げているんですけど、こういうことをしているということが全然消費者には届いてないと思うんです。やはりこういう事もしていると言うことを、消費者にそういういろいろな情報を聞けるような、そういう所がちょっとほしいと思っております。農家の方に指導していかなければならないんですけど、やはり消費者にもそういう場を設けていただくような事もちょっと入れてもらえたらと、どうかしらんと思ったりもしております。全般にそれが言いたいんです。情報が少ないです消費者には。よろしくお願ひします。

【植村会長】

色々工夫していただいて、365日24時間ホットラインなんかも設けていただいているんですけどね。これもどれだけ、一般市民にまでいっているかどうかも含めて難しい問題ですけど、事務局よろしくお願ひします。渡部委員新しいメンバーなんで

【渡部委員】

はい、よろしくお願ひします。県民モニターの結果なんですけど、7ページにあります、HACCP認定制度を知っているかというところで、県民モニターをしておられる方はやっぱり意識の高い人なのかなと思います。私どもの方でこの一ヶ月、年齢層30代から70代居住地域たつの市、福崎市、加西市、姫路市の方で計90の方にアンケートを採ったところ、HACCPについて意味も言葉も知っているかという結果が3名だけでした。そしてあとですね、19ページの方のHACCPの認知度向上の推進のところにはバスツアー事業と書いているんですけど、この兵庫県がHACCPバスツアーを行っているのを知っているかというアンケートに対しては1名だけという結果が、私どもの方で出ておまして。情報発信の仕方は大事だなと、予算の制約はあろうかと思うんですけど、もっと学校をいれて行くのはできないかなと。今ちょうど夏休み中で人権作文であるとか人権兵庫のことに關して一生懸命やっておりますが、食の安全安心に關する何か夏休みの課題と言いますか、兵庫でありますか何かだせないのかなと。先ほど、情報の発信の仕方についてお話させていただいたんですけども、兵庫県の情報発信番組「ひょうごワイワイ」というのがありますが、それについて知っているか。というアンケートの結果が、90人中9名でしたので、やはりここを使うというのは難しいのかなと。やはり情報発信番組の認知を高めるのも大事なのではないかなあと、ちょっとそこ提案させていただきます。あと有毒植物の誤食であるとか、28ページにあるDVD「960日の命」というDVDを学校の家庭科の時間に見せることはできないのかというような事を一度検討していただけたらなというところですよ。以上です。

【植村会長】

はい、ありがとうございます。新保委員。また難しい宿題やなという顔されてますけど、ガンガン言うて下さい。大丈夫ですから。

【新保委員】

現状と課題と施策というふうにまとめ方をされていてわかりやすいんですけど、現状から見えてくる課題、そのあとですね行政としては、こういうふうに行きます。じゃあ事業者側にはこうしてほしいとか、こうするべきであろう。その後、消費者はそれを受けて、どういう行動をとっていくか、というまとめ方を段階を踏んで書いていただくと、とてもわかりやすく行政側がこうするから、だけを発信するから、情報が消費者まで伝わらないということがあります。食の安全ではありませんが、例えばゴミを一つとってもですね、行政側は分別して出してくださいとだすと、事業者側はその中でリサイクルできるものはリサイクルしやすいような包材を作る。そしたらそういう包材を作ったので、消費者は紙は紙でたたみやすくリサイクルに回すというような、案外消費者はリサイクルする時にストレスなんですよね。ちゃんとたためなかつたり、ラベルがとれなかつたりっていうのそのところうまく連携した書き方、まあ一例ですけど、わかりやすくなりますので、この中のまとめ方も少しそういう視点

を持ちながらまとめてくださると、どこをどうしたらよいかのかわかりやすくなるのではないかと、全体的に思いました。

【植村会長】

はい、ありがとうございます。食の課題いっぱいありまして。でも、究極的には我々の部会っていうのは安全から始まって安心なんですね。ですから、そこまでの道のりですからそれほど難しいことではないと受け取らないと、やっとならんなという気持ちするんですけどね、川井委員、業界代表ではないと思いますけども自由に意見出してください。

【川井委員】

私いつもここで話すとき、事業者の立場として何をやっていかないといけないのかなと、行政の方こんなに立派な資料作ってくれてるんですけど、今回は特に、HACCPの問題がずいぶんでてきますので、それに関して県の食品衛生協会からも HACCP の講習案内いただきましてありがとうございます。そういうのに出来るだけ参加するように、我々は啓蒙していったるわけなんですけども、HACCP というのがどっちかと言うと、急に我々の業界でも注目されだしたのは、義務化されるというような形で急にあわてました。これは本来違うと思うんですね。義務化じゃなしに。これは能動的にもっとやっていかないといかんことであって。安全安心のためというわけですけども。それはやっぱり義務化っていうのはですね、こういうのを進める一つの方法かなという風にも思ってます。こんなこと聞いていいかわからないんですけど、これ東京オリンピックが開かれるということが決まってから、急に進んだという話も聞くんですけども、実際この義務化ということも時間もかかりますんで、義務化というのがいつぐらいの期間で決まるのかそれからどの範囲、どの範囲というとおかしいですけども、いわゆるその消費税の時の規模の問題とかそういう事も考慮されるのか、それとも業種、飲食店もレストランとかも含めて全部一括でやられるのか、早く広報していかないとはですね、実際は決まったけども対応出来ない、ということになるんじゃないかということで、事業者の立場として考えております。以上です。

【植村会長】

はい、ありがとうございます。一通り意見いただいたんですけども、司会としては、なんか限られた時間といつも言って申し訳ないんですけども、自由活発にと申しましたのでどうぞ意見出してください。

はい、どうぞ

【岩井委員】

25 ページの正確な情報発信っていう項目なんですけれども、これはあの食中毒起こった場合の指導等受けるんですけども、どちらかと言うと、県の立場からすると、起こったと言うことを迅速に出すという事が必要なんでしょうけども、出ることがむしろ興味本位な形になってしまってますね、大事なのはなぜそれが起こったのか、それを起こさないために今後どうするのかという事が報道なり情報の発信が大事だと思うんですね。今どちらかと言うと、どこどこで食中毒が起こったという。原因が分かっている場合はノロとかカンピロバクターとか出ておれば、今後それに気をつけましようねということになるんですけど、どちらかと言うとどこどこが起こしたということになると、県民の方々がどこどこへ

行っても食事をするなみたいなね、形にとられてしまうことが高いんじゃないか、そのへんの情報の発信のあり方みたいなものを少し検討する必要性があるのではないかと思いますんで、その辺全く触れられていませんからそれについても何か検討していただければ、我々の立場としてはありがたいなと、決して懲罰ではないんだよと、これを二度と起こさないための、情報発信なんですよということを認識していただけたらありがたいなというふうに思います。

【植村会長】

はい、ありがとうございます。新山先生どうぞ、はい

【新山委員】

すいません、先ほどは早口で意見を言ってしまったんですが、先ほど事業者委員からもありました HACCP の事でちょっとお尋ねしたいといいますが、あわせて意見になるかもわかりません。やはり、先ほど事業者さんの都合もあるしそれから扱ってられる食品によってリスクの度合いも違う非常に幅のあるわけですけど、その中で HACCP をどういうふう to 実施していこうとされているのか。例えば 16 ページ拝見しますと、これは監視指導の推進について施設の重要度リスクの程度だと思うんですが、業体に応じてランク分けして監視をされている。適切な事だと思うんですが、そうであれば HACCP についても本当に重要管理点が、すべての事業者で必要なかどうかとかですね、それから考慮すべきハザードも扱って食品のハザードの数も違いますね。そのあたりのことすでに考えているのであれば、お聞かせ願いたいと思いますし、私も最近、そういうことをどう考えたらいいのかということがありましたので、HACCP の導入が進んでるヨーロッパの方に来ていただいて、そういう幅がある中で、どういうふう to 実施しておられるのか聞いたことがあるんですけど、やはりリスクの程度に応じて厳格に HACCP を実施すべき事業者の種類と、重要管理点の設定まで必要でないのではないかと事業者の種類とか、やっぱり何段階かに、ランク設けてやっておられると聞きましたので、日本でどう受け止めたらいいかは、別にそのままでなくて別に考えることが必要だと思うんですけど、導入に当たって非常に重要な観点ではないかと思った次第です。もしお考えのことがあればお聞かせいただければと。

【都倉食品安全官】

私どもの持つる情報をもとに、現在の考え方をご報告させていただきます。今年度、全国の都道府県の主管課長会議ありまして国の監視安全課の方から HACCP の導入、まず、以前は東京オリンピックの 2020 年というのは出してたんですけど、もっと前倒しでやりたいということで、2 年後の義務化を目指しています。ただし、業種それから企業の規模等について、やはり猶予期間なんかは差をつけてやらないと、何万人という大企業と零細な夫婦でやってる飲食店を同時にやるのは少し無理があるのではないかとということで、具体的にいうとそういうことですね。そういうことから猶予期間に差をもって、義務化を進めていくと。最初に義務化されるのは大企業であったり、それから食品でいえば食肉製品とか牛乳とかそういうマル総、国の承認施設の対象になっているもの、それからと畜場、それから大規模食鳥処理場が候補に挙がってると思います。それと新山先生が先ほどお話しした海外の情報っていうのも私も少し参加さしてもらったんですけど、国の方もやはり海外の情報をかなり取り入れておりまして、EU についてはすべての食品事業者を対象に義務化しているけれども、事業者団体のガイダンスをもとに

それを実行していれば、ほぼ HACCP と同等のそういう衛生管理が出来ているような考え方に基づいているということ。それと米国については業種毎に、零細な、あんまりリスクの少ない所は外すということで、業種毎に義務化に差をつけているということ。そういうことを考慮して国としては、いいとこ取り、ちょっとあやふやな表現になります、現時点では良いとこどりのような形で日本の HACCP の義務化を進めている。それで今年度国際標準化検討会、正確な名前はちょっとあれですが、国際標準化、HACCP の義務化というのを全面に出すと、企業もちょっと後ずさりしますんで、国際標準化という名前の委員会を作りまして、HACCP の義務化に向けての検討会を毎月のようにやっています、色んな情報がでておりますので、私どもも、委員会の情報をキャッチアップして最新の情報を事業者の方々に提供できるように準備して体制をとっております。

【植村会長】

はい、よろしくお願いします。あの、CODEX でいわゆる国際的な統一基準やろうと言って作業をだしておられるんですけど、国によっては、うちはこんなんできへんからって言って、結局国で採用しないところの方が多いんですよ。そういうふうには食べ物の世界ってのは、それぞれの地域によって歴史もあれば、何よりも実態がありますからね、生産者それから業者さん。実態ありますから、それを無視して理論だけではなかなかいかないところは難しいところですね。例えば、僕があんまりしゃべったらあかんですけど、すみません。牛肉の成長ホルモンについても先進国で真二つにわかれるんですけど、成長ホルモンはこれはもう一切好ましくないんだ、健康上好ましくないんだ、という国もあれば、あるいはやはり増産にこれほどいいもんはないんだから、ちょっとくらい目をつむってもこの方がええんだ、っていう真二つに分かれる実情もあるんですけど。先ほどの川井委員から出てたんですけど、例えば HACCP とか、一般の業者さんにもですね、これは国からやってる義務だから我々せなあかんのやっていうわけではなくて、この HACCP を採用することによってこれだけのメリットがあるんだ、仕事も楽になるし市民も安心するし、というメリットをわかりやすく説明するのも、これもやっぱり行政の仕事ちゃいますかな。どうですかね、よろしくね。

【都倉食品安全官】

私どもも、そういう講演会の要請があれば必ず講演に行きますし、非常に相談件数が増えています。県版 HACCP も含めて HACCP 自体に対する。非常に職員が忙しいくらい相談が増えています。

【植村会長】

はい、よろしくお願いします。それではもう司会の宿命なんですけどね、時間が迫っていますのでこれだけは言いたいということあれば、委員のみなさんどうぞ発言してください。今日はどうしても言って帰らんと、晩飯がうまないという人、はいどうぞ

【新保委員】

すいません一つだけ。食品表示法のところのページです。27 ページ施策の所に 2 番食品表示法の周知というところで講習会の開催により新しい表示ルールについて周知するとともにっていうのは、これは誰に向かってやるという意味、こここのところにも出ているんですよ、事業者に向かってしているのか、

それとも消費者に向かって正しい読み方知識を知りましょうという意味講習会をするのか。どっちに向かってやっているのかなというのがわからない表現の仕方なので、これはどこを向いているんでしょう。

【平野局参事兼生活衛生課長】

事業者です。

【新保委員】

事業者に向いてるんですか。

【平野局参事兼生活衛生課長】

はい。事業者に向けて、適正な表示をできるようにしてくださいね。

【新保委員】

っていう、事業者の人材育成をするという意味合い。

【平野局参事兼生活衛生課長】

基本的にはそうです。

【都倉食品安全官】

新保委員から先ほどから行政、事業者、消費者という事は出ていますんで、ちょっとあの全体の概要と言いますか、もう一度 10 ページのところに戻っていただいて、施策については、これはすべて県の施策です。兵庫県が条例でですね、県の責務となっていますので計画を立てて推進していくと。それから事業者の責務、これも条例で規定されていまして県の推進計画に協力して責務としてやっていくと。積極的に協力して。それで消費者については条例の中で責務じゃなくて役割としてということ。

【新保委員】

ただ最終的には消費者に向かっているわけですよね。行政、事業者ときて、、

【都倉食品安全官】

はい、だから消費者については責務ではなくて理解していただいて協力という意味ではこの事業の中で、例えば 11 番、それから 13 番、それから 16 番こういうところですね。ここに私どもの方からも消費者の方に、そういう事業についてはお声かけをさせていただきますので、積極的にご参加なり協力をいただければありがたい。幸いといたしますか。そういう消費者に向けてそういう情報提供でありますとか、何か催し物があればお声かけさせてもらうそういうふうを考えております。

【植村会長】 はい、ありがとうございます。中村委員どうぞ

【中村委員】

質問じゃないんですけど、ちょっと一つお聞きしたい事があるんです。あのこの食品の食料自給率が 39%

と我が国ではと出てます。いつも 39%とあっちやこっちで聞くんですけど、兵庫県は一体どうなんでしょう。兵庫県の知りたいんです。私たち活動する上で。わかりませんか

【植村会長】 宿題にしときましょう。

【荒木畜産安全官】

ちょっと待ってください。独自の資料ではありますけど、カロリーベースでは 16%。生産額ベースでは 35%。ただ、兵庫県の中でもですね、淡路みたいに非常に自給率が高い地域がございますけど、阪神間のようにですね、農業生産が少なく人口が多いので、押し並べて行きますとこのような結果になっている。

【植村会長】

16%と 35%、ありがとうございます。時間が来ましたんで、たぶん委員の皆さんは言いたいことがいっぱいあると思います。それは、無視するのではなくて、事務局へできれば書類ファックスでも結構ですけど、ご意見を連絡してください。事務局まとめて整理しておいてください。必要があれば、各委員にまたそれを伝えまして、また意見を賜って事務局でまとめていただくという形にしたいと思いますが、委員のみなさん方それでよろしいですか。事務局それでよろしいですか

【都倉食品安全官】

はい、非常に重たいですが。きばってがんばりたいと思います。

【植村会長】

重たいけども、これ兵庫県に縁のある小池さんやったか、イチローさんなんかは世界で活躍されてる。新山先生は京都ですか、僕大阪なんですけど、兵庫県に使われとんですよ。それはやっぱり、この兵庫県の食の安全安心を日本一か世界一にしたい。新山先生そうですね。我々学者仲間はですねできたやつにけちをつけるのが仕事なんです。けちつけることから始まるのか仕事なんでね、申し訳ないんですけど。非常に蛇足も過ぎましたけど、本当に暑い中、貴重な時間賜りまして、立派な第 3 次の計画にまとめあげていく作業を継続して、みなさん方をお願いいたしまして、本日の部会をこれで終わらせていただきましたので、マイクを事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【都倉食品安全官】

どうも植村会長ありがとうございました。最後かなりこやかにまとめていただいたんですが、余計に責任を感じました。非常にきばらないかなと思ってます。それでは、今日いただいた本当に盛りだくさんな宿題を、生活衛生課だけではなかなか重とうございますので、幸い今日は全庁的に農政環境部、教育委員会、県の食に関するすべての課の方々に出席いただいていますので、助けていただきながら検討して、次回修正して計画案をまた見ていただくように準備したいと思います。今日は本当にありがとうございました。